

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 3 . 2 5)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第 6 号	平成 1 6 年度厚岸町一般会計予算
	議案第 7 号	平成 1 6 年度厚岸町国民健康保険特別会計予算
	議案第 8 号	平成 1 6 年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算
	議案第 9 号	平成 1 6 年度厚岸町老人保健特別会計予算
	議案第 1 0 号	平成 1 6 年度厚岸町下水道事業特別会計予算
	議案第 1 1 号	平成 1 6 年度厚岸町介護保険特別会計予算
	議案第 1 2 号	平成 1 6 年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算
	議案第 1 3 号	平成 1 6 年度厚岸町水道事業会計予算
	議案第 1 4 号	平成 1 6 年度厚岸町病院事業会計予算
第 3	議案第 3 8 号	財産の取得
第 4	議案第 3 9 号	厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第 5	意見書案第 1 号	行き届いた教育のために義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要望意見書
第 6	意見書案第 2 号	労災保険制度の国営存続を求める要望意見書
第 7	意見書案第 3 号	基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 の早期引き上げと抜本改革の実現を求める要望意見書
第 8	意見書案第 4 号	地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する要望意見書
第 9	意見書案第 5 号	平成 1 6 年度道東、オホーツクなど豪雪対策に関する要望意見書
第 1 0	意見書案第 6 号	酪農畜産政策価格対策に関する要望意見書
第 1 1		各委員会所管事務調査報告書
第 1 2		各委員会閉会中の継続調査申出書

議 長	ただいまより、平成16年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。 開会時刻 10時00分
議 長	直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番岩谷議員、12番谷口議員を指名いたします。
議 長	平成16年度各会計予算審査特別委員会開催のため本会議を休憩いたします。 休憩時刻 10時00分
議 長	本会議を再開いたします。 再開時刻 15時30分
議 長	日程第2、議案第6号 平成16年度厚岸町一般会計予算から議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上、9件を再び一括議題といたします。 本9件の審査については、平成16年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。 委員長からの報告を求めます。 1番、室崎委員長。
1 番	平成16年度各会計予算審査特別委員会に付託されました議案第6号 平成16年度厚岸町一般会計予算など9件の審査につきましては、16日から本日までの8日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここに報告申し上げます。 以上、審査報告といたします。
議 長	初めに、議案第6号 平成16年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第8号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第9号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

議 長

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成16年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 3、議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

農政課長

ただいま上程いただきました議案第38号 財産の取得について、この提案理由を申し上げます。

追加議案でございます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号 財産の取得についてであります。平成15年度に厚岸東部地区畜産基盤再編総合整備事業により若松、糸魚沢、トライベツ地区において整備が進められていました家畜排泄物処理施設が完成し、平成14年度の事業開始時に財団法人北海道農業開発公社と締結した牧場施設譲渡契約第5条の規定により、農業開発公社から町がこの財産を譲り受け、その後受益農家に譲り渡すことになっており、このたびその財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

その内容であります。1の財産の種類は農業用施設でございます。

2ページに参考資料として財産の取得内訳表を載せておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

施設の名称は、家畜排泄物還元処理施設であります。事業量として堆肥舎4棟、2,412平方メートル、調査設計6棟分でございます。

値段であります。尿だめ1基 120立法メートル、調査設計3基分、スラリーストア1基 ―― これは尿とふんが混合されたものを貯留する施設でございます。これが864立法メートルとなっております。この合計事業費は1億4,141万4,816円でありまして、国費50%、道費20%の補助、これを合わせまして9,860万3,000円を差し引いた残り、4,281万1,816円が取得金額となるものでございます。

前のページに戻っていただきたいと思います。

2の財産の所在であります。厚岸町若松146番地ほかでございます。

3の取得価格は、先ほど申し上げました4,281万1,816円でございます。

4の取得先でございます。札幌市中央区北五条西6丁目1番23、財団法人北海道農業開発公社でございます。

なお、取得した財産の売り渡しについては、1件当たりの売渡額が議決要件の

	700 万を超えておりませんので、この売渡先については3 ページと 4 ページの財産処分内訳表として添付をさせていただいておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。
	以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより本案に対する質疑を行います。
	12番。
1 2 番	今回、12件整備されるんですが、この家畜排泄物の施設整備をしなければならないのは今年じゅうでしたか、今年の何月かまでですよね。それで、今後これと同じような施設がまた議会に上程される、そういう予定はあるんでしょうか。
議 長	農政課長。
農政課長	今年度も、この同様の事業が実施をされております。それで、当地区に何軒かのこういった施設が整備を予定をしているところでございます。
議 長	12番、谷口議員。
1 2 番	それをやって、あと何件ぐらい残るんですか。
議 長	農政課長。
農政課長	当地区におきましては、今年度計画しているものは、尿だめ3基、堆肥舎が6棟を計画しております。
	(「いや、何戸残るんですか」の声あり)
農政課長	現在、事業を予定していないのがトライベツ、それから若松、糸魚沢含めまして3戸の方がまだ事業未定でございます。
議 長	12番、谷口議員。
1 2 番	結果的にまだ何戸が残るわけですよね。それで、国の方の方針では、ビニールシート of 簡易なものも含めて整備を進めるというような方向を出されているんですけども、その見通しみたいのはあるんですか。
議 長	農政課長。
農政課長	厚岸町全般で申し上げますと、最終的に16年度においてはこの事業のほかに畜環リースという事業、これは厚岸町全体でやるわけでありましたが、これらも含めまして、今年度、平成16年度中には18の施設を計画をしています。それで、これまでに整備済みからこれを引きますと、最終的に18戸が現在のところ、こういった公共事

	業の予定のない農家という形で残る格好になろうかと思います。
	その方々たちには、今いろいろ簡易的な施設で安い施設が出ておりますので、まずはそういった施設をやっていただいて、この法の施行に間に合わせると。当面簡易的にやって、今後はやはり本格的な施設を整備をしていただくよう指導をしていきたいというふうに考えています。
議 長	他にありませんか。
	(なし)
議 長	なければ質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長	日程第4、議案第39号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
	水産課長。
水産課長	ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。
	追加議案5ページをお開き願います。
	船員法に基づく船員手帳の交付及び書きかえの購入につきましては、地方分権一括法によりこれらの事務は国から指定市町村の自治事務になったことから、手数料につきましては、町の条例により手数料を設定しております。
	この場合におきまして、手数料を全国的に統一した取り扱いが特に必要と認められる場合、国は条例で制定する場合の手数料の対象事務及び金額の標準を法令で定めることになっております。このたび地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によりまして、船員手帳の交付及び書きかえにかかる手数料が 1,900円を 1,950 円に改められたことに伴いまして、本町の手数料を改定いたしたく提案するものでございます。

	お手元に配付してございます議案第39号説明資料、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。 別表4、船員等に関するもののうち(1)の船員手帳の交付及び書きかえにかかる手数料を1,900円を1,950円に改める内容であります。 恐れ入ります、議案書5ページにお戻り願います。 附則であります、この条例の施行日を平成16年4月1日とする内容であります。 以上、大変簡単な説明であります、議案第39号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。 (な し)
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長	日程第5、意見書案第1号 行き届いた教育のために義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要望意見書を議題といたします。
議事係長	職員の朗読を行います。
議 長	職員の朗読（朗読内容省略） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。 12番、谷口議員。
1 2 番	ただいま上程されました意見書案第1号 行き届いた教育のために義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要望意見書を提出いたしまして、提案理由を申し上げます。 本意見書の内容につきましては、ただいま朗読をいただいたとおりであります、朗読いただきましたように、政府の三位一体改革によって義務教育費にも及び、財務省は義務教育費国庫負担の一般財源化、秋には文部科学省が義務教育費国庫負担

		金を総額採用制に移行する提案を行っており、いずれにいたしましても、義務教育の水準が、その地方の財政事情により教職員の給与や手当に差がつくことになり、他都府県との教職員の確保にも問題が生じることになります。 本意見書につきましては、さきに厚岸町校長会や釧路教職員組合厚岸支部から、それぞれ要望書、陳情書が出されているものであり、これを意見書としてまとめたものであります。 義務教育費の国庫負担制度は、憲法、教育基本法から要請された教育の機会均等とその水準の維持向上、国の責任として財政面から支える制度でありますから、地方に責任の転嫁をすれば財政力による教育の地域格差を容認することにつながります。義務教育について、国の責任において学級編成や教職員定数などの標準を設定し、国と都道府県で必要な財政を負担する現行制度を堅持すべきものと考えます。 本意見書について、議員各位の賛同のもと採択いただきまして関係機関に送付され、これら関係機関に強く働きかけていただくことを心からお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。 どうかよろしくお願いをいたします。
議	長	これより質疑を行います。 (なし)
議	長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
議	長	日程第6、意見書案第2号 労災保険制度の国営存続を求める要望意見書を議題といたします。 職員の朗読を行います。
議事係長		職員の朗読（朗読内容省略）
議	長	提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

8 番	8 番、音喜多議員。
	意見書案第 2 号 労災保険制度の国営存続を求める要望についてただいま上程をいただき、さらには提案趣旨について議会事務局より朗読いただき、その内容に尽きるのですが、若干補足説明をさせていただき、議員各位のご賛同を心からお願いする次第でございます。 事の始まりは、政府の諮問機関であります総合規制改革会議で、昨年末、規制改革の推進に関する第 3 次の答申が出されました。その目的は市場の拡大による雇用と活力ある経済社会の実現を目指すものでありますが、そのアクションプランが全部で約 340 項目にわたる施策が検討、改革の俎上に上がっております。その中に労災保険制度の民間解放が課題としてあります。 この民営化案は、現行の民間損保会社による自動車賠償保険制度と同じ枠組みの中で考えられておりますが、多くの問題点が指摘されており、今申し上げられましたように、保険契約のない会社や事業所が続出するおそれがあるのではないかと、あるいは労災保険に対する公正な認定基準を示されないなど多くの問題点が浮かび上がっております。 この労災保険制度を監督する厚生労働省の労働保険部会は、この問題に対し、昨年末、部会会議を開き、公益、使用、労働者側各委員の全委員の一致した意見として、民営化によって生じる諸問題を明らかに示すことなく、民営化という結論を性急に出すことについては反対である旨の結論を出し、厚生大臣に意見書を提出し、大臣も十分に尊重するとしておりますが、世界でも米国は労災保険制度を扱う損保会社が倒産し、社会問題化するなど、またニュージーランドでは民営化した制度を再び国営に戻しているそうであります。 現行労災保険制度は、長きにわたり多くの犠牲の上に積み上げられてできた制度であり、今なお多くの出稼ぎ者や、当町においても第 1 次産業に従事する町民が多く、その犠牲の上に立って積み上げられていた制度でございます。 議員各位のご理解の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。
議 長	これより質疑を行います。 (な し)
議 長	なければ質疑を終わります。

議 長	お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
議 長	日程第 7、意見書案第 3 号 基礎年金の国庫負担割合の 2 分 1 の早期引き上げと抜本改革の実現を求める要望意見書を議題といたします。
議事係長	職員の朗読を行います。
議 長	職員の朗読（朗読内容省略） 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。 8 番、音喜多議員。
8 番	意見書案第 3 号について、ただいま上程いただき、さらには提案趣旨について議会事務局より朗読いただきましたが、若干私より補足説明をさせていただきます、議員各位の賛同を心からお願い申し上げる次第でございます。 既に皆さんご存じのとおり、現在政府は今国会で2004年度の年金改正法案を提出し、審議しようとしておりますが、前回改正に引き続き今回も給付を削減し、保険料を引き上げようとした内容となっております。しかし、前回制度改正で約束した基礎年金の国庫負担 2 分の 1 への引き上げについても、わずか 1,890 億円程度を確保し、さらに2009年度までと段階的に引き延ばしを図り、本格的財源確保は、またも先送りしようとしております。 私ども国民が、こうした改革案に対し年金不信と老後への不安を募らせ、国民年金の保険料未納者が増加し、いわゆる空洞化が進み、将来の制度そのものに警鐘を示しており、それがよしというわけでは全くございません。 現在の年金制度が発足して半世紀、この間、我が国の就業構造や雇用形態も著しく変化し、女性の社会進出や少子高齢化の進行などで、年金制度は前提となる社会経済が大きく変化しており、こうした変化にも対応できる制度を確立するよう強く望まれております。 よって、本意見書案はそのことを要請するものであり、議員各位の特段のご理解

		と賛同を賜りますよう心からお願いし、提案説明とさせていただきます。
		よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。
		(なし)
議	長	なければ質疑を終わります。
		お諮りいたします。
		討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
議	長	日程第8、意見書案第4号 地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する要望意見書を議題といたします。
		職員の朗読を行います。
議事係長		職員の朗読(朗読内容省略)
議	長	提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。
		1番、室崎議員。
1	番	ただいま朗読いただきました地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する要望意見書でございますが、その趣旨はただいま朗読いただきました文面に尽きるものであります。なお多少の補足をさせていただきます。
		地方交付税といいますのは、皆様もご存じのとおり、地方交付税法の第2条1項に所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように、国が交付する税をいうというふうに定義されてございます。すなわち、一定の国税の一定率を総額として定め、各地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を超えた額、すなわち財源不足の部分について交付される制度であります。
		ただし、これは地方交付税が例え国において配分交付されるからといって、決して国から地方公共団体へのおすそ分けや恩恵ではなく、これは地方の財源の国庫補完であるということでございます。

それで、そのことは地方交付税法の第1条で、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均等化を図り及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的とすると明記されておりますし、また第3条では、総務大臣は常に各地方公共団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額をこの法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、公平にその超過額を補てんすることをめどとして交付しなければならないと明記しております。

ところが、今日国の財政が大変だという一言のもとに、この基本理念が揺らいできております。そのために各地方公共団体は悲鳴を上げております。我が厚岸町にとりましても、厚岸町の地方交付税は今回36億 6,779万 7,000円で、対前年比マイナス2億 2,137万 9,000円、昨年に引き続きのマイナスであります。そのため8億 218万 6,000円の基金取り崩しで予算を編成しておりますが、対前年比5億 9,181万 3,000円のマイナスとなり、財源保障の唯一の財源である地方交付税が減額されれば、住民サービスの低下を来すものであるという状態になっております。国は地方交付税の総額確保と財源保障機能と財源調整機能の一層の充実を図るべきであることは、言うまでもないことであります。

議員各位におかれましては、どうか特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げます。

以上、提案理由といたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長	日程第9、意見書案第5号 平成16年道東、オホーツクなど豪雪対策に関する要望意見書を議題といたします。 職員の朗読を行います。
議事係長	職員の朗読（朗読内容省略）
議 長	提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。 1 番、室崎議員。
1 番	ただいま朗読いただきました意見書の文面に尽きるものでございます。 大変な雪でございました。数字をちょっと申し上げますが、平成16年3月22日現在のものがございますけれども、15年度の除雪出動回数が除雪出動で13回、排雪出動で6回、出動台数で言いますと除雪車が延べ 650台、排雪車 ― ダンプ、トラックですが、これが22台、除雪予算措置は当初予算で 2,111万 9,000円が、補正予算で 6,103万 2,000円を足しまして 8,215万 1,000円となっております。 過去を見ますと、昨年は 5,605万 8,000円でおさまっております。大体 5,600万です。それが今年は 8,200万の除雪費を要した。いかに大変な豪雪であったかということが、こういう数字を見てわかるかと存じます。 議員各位におかれましては特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げる次第でございます。 以上、提案理由といたします。
議 長	これより質疑を行います。 （な し）
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
議 長	日程第10、意見書案第6号 酪農畜産政策価格対策に関する要望意見書を議題と

		いたします。
		この際、職員の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、職員の朗読を省略いたします。
		提出者であります安達議員に提案理由の説明を求めます。
		2番、安達議員。
2	番	まず初めに、先日この意見提出に対する請願の折には議員皆様方のご賛同を賜り、このように提出されるに至ったことに心からお礼申し上げたいと存じます。
		この中身については、ただいまのように省略ということで、皆さん方ご理解いただきたいと思いますが、我が地域における酪農は冷涼な気候と特殊事情などの厳しい条件の中で生産基盤の充実に努め、経営規模の拡大や近代化を進め、生産性と品質向上に取り組み、安定供給に大きな役割を果たしているほか、幅広い関連産業とともに地域の雇用や経済を支える基幹産業として極めて重要な地位を占めております。
		しかしながら、WTO農業交渉やFTA交渉、さらにはBSEの問題など大きな課題が山積しており、大変厳しい状況下に置かれております。また、本年11月の法律適用に備えた家畜排泄物管理法などの環境対策やBSEの感染原因の究明に向けた死亡牛全頭検査の推進を図るとともに、需給市場に立脚した酪農畜産経営の展開を図りつつ、生産の基盤をより確かなものとしていく必要があります。
		我が町の基幹産業として大きな役割を果たしております酪農業の持続的な発展と生産者の経営安定のために再度議員各位のご理解を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。
		以上でございます。
議	長	これより質疑を行います。
		(なし)
議	長	なければ質疑を終わります。
		お諮りいたします。
		討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
議 長	日程第11、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。 本件につきましては、産業常任委員会、議会運営委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書並びに議長からの諮問事項に対する中間報告書が、今般委員長から提出されております。 この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。
議 長	日程第12、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。 次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。 お諮りいたします。 本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は本申出書のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。 よって、平成16年厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。 閉会時刻 16時26分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月25日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員